総務市民文教委員会記録

総務市民文教委員会 委員長 林 節 子

- 1 日 時 平成25年9月10日(火)
 - 開会 1 0 時 1 5 分
 - 閉会11時45分
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 林節子、木村則夫、磯部登志恵、加賀美允彦、木村信 秀、中本和行、森重明美、森戸芳史、四浦順一郎
- 4 事務局職員 大濱、久保田
- 5 説 明 員 森重副市長

総務部関係

山本総務部長、中村総務部次長兼総務課長、小田防災危機管理課長、林入札監理課長

教育委員会関係

能美教育長、武居教育次長、呉橋光学校給食センター所長、河村大和学校給食センター所長、山本総務 部長、中村総務部次長兼総務課長、林入札監理課長

- 6 会議に付した事件及び議事の経過概要 別紙の通り
- 7 その他必要な事項 (傍聴者) 瀬戸内タイムス

総務市民文教委員会記録

(平成25年9月10日)

1 総務部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第90号 光市防災行政無線施設整備工事請負契約の締結について
- ・説明 小田防災危機管理課長 (別紙のとおり)

質疑

○加賀美委員

入札予定価格に比べて、落札価格が随分安くなっていると。これは、ど ういうところに原因があったのか、ご説明をいただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

設計金額の算定にあたり、単価や、歩掛りなど、わからない部分については、主に、防災行政無線を請け負っている業者からの見積りを徴収しており、山口県の基準にのっとりその設計単価採用値を決定しているところでござます。議員さんのご質問にありました、どうしてこういう価格で応札ができたかということにつきましては、全国的にデジタルの防災行政無線の整備が進められており、最低制限価格を設定しているところにつきましては、請負率はどうしても8割以上の高止まりの請負率となっていますし、最低制限価格を設定していないところにつきましては、本市のような50%前後の請負率となっています。

先ほど申しましたように、防災行政無線工事は全国的に発注されており、 自社での平成 25 年度でどの程度の請負ができるかということをまず、会社 内で想定し、その中で機器につきまして、受注できるであろうと思われる 件数につきまして、効率的な機器の作成を計画するということで、機器の コストを下げて制作ができるということで積算をされたということを低入 札調査で報告されております。

○加賀美委員

こういうふうに極端に下げることができるということについて、競争入 札という中で無理をしているんじゃないかという感じがしないでもないわ けでありますけども、今のお話にあります全国的にこの下がりつつあるっ てことでね、ただこのこういう施設については、機器の保証っていうのは どういうふうに、保証期間っていうのはどういうふうになっているんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

仕様書の方で、その機器の仕様については、定めているところでございまして、その機器自体が、低入札で受注したからといって悪かろうとうものではないと思います。

議員さんのご質問にありました保証期間でございますが、工事中はもちろんのこと、工事完了後 1 年間の担保期間を設けております。それとあわせまして、故障があった場合、機器の性能や不具合によりまして、故障した場合には、保証しなさいということを仕様書で謳っているところでございます。

○加賀美委員

わかりました。最後に 27 年の 1 月 31 日までに設置するっていうことでございますけれども、屋外拡声局の設置などについて、担当するその町内会とか、そういったところへの具体的な説明等については、どういう形でされていくのか、これお聞きしておきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

現在ですね、請負業者であります扶桑電通の方で、工事について、あるいは、機器の製作について、どういう日程で進めていくかを検討されています。

近々施工計画、工程計画につきましての協議を行います。その中で工程が明らかになれば地元の方にご説明をしたい、または、ご協力を求めてまいりたいと思います。

それと一つの機会と考えておりますのが、10月の末ぐらいに、市民対話 集会を計画をされてると聞いておりますので、その中で、工程等のご説明 ができればと思っております。以上でございます。

○加賀美委員

はい、わかりました。

○森戸委員

関連でお尋ねをいたします。積算をする時に、当局側で積算をする時に、 業者からの見積りを取ったと。プラス、県の基準に当てはめてというよう なお話しがございましたが、その業者というのは、どういったとこからな んですか。

○小田防災危機管理課長

業者と言いましたけが、無線機器を主に製造しているメーカーでございます。全国で防災行政無線の機器を造られている業者が 8 社おられると聞いております。そのうち、4 社のメーカーから見積りを取っております。

県の基準といいますのが、その4社の中で一番最安値というのではなく、まず4社から出た見積り額の平均をとります。その平均値のプラスマイナス50%が異常値ということになりますので、それを除きました価格の中で最低価格、例えば、100円、400円、500円、1000円ということになりますと、平均で500円。それのプラスマイナス50%ということになりますと、下限側が250円、上限側が750円となりますので、100円、1000円の見積りが除外されます。

あと残りました 400 円、500 円のうち、安い価格は 400 円ということになりますので、その 400 円という価格を採用して積算しているということでございます。

○森戸委員

理解ができないので、またそれは聞くといたしまして、ひとつはですね、 この製品の品質なんですが 52.7%ということでございますので、品質に対 してですね、不安を覚えるわけなんですけど、本当に大丈夫なんですか。

○小田防災危機管理課長

機械の品質につきましては、工事を発注する段階で、仕様書の中でその機器類についての性能等を定めております。あわせて施工管理につきましても、今回予算化をしていただいておりますように、監督者、市の方の監督者でございますけども、それを支援するという形で業務委託をさせていただいております。無線機器に精通しております、コンサルタントの支援を受けまして、その辺りのチェックをしてまいりたいと考えております。

○森戸委員

機器の耐用年数といいますか、それはどのぐらいのものなんですかね。

○小田防災危機管理課長

耐用年数につきましては、現在、大和地区でもアナログ式の防災行政無線が整備をされまして、20年近くが経とうとしております。その中では、どうしても消耗品であります、バッテリーとか、消耗品でありますとか、そういったものは交換をせざるを得ないということでございますし、機器

につきましても、定期的な点検が必要になってくると思います。そういったものもあわせて、点検をし、悪い部分につきましては、維持補修しながら延命を図ってまいりたいと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。その点検ですね、維持補修、導入後のですね、維持管理経費についてはですね、どういうふうに見積もっているんですか。

○小田防災危機管理課長

維持補修につきましては見積りを取りつつあります。当初、見積りを数 社から取りましたが、あまりにも開きが大きいということで、今年度中に もう一度、精査をして再度確認をしてまいりたいと思います。

大和地区、光地区でも防災行政無線の保守点検をしているわけですが、 その業者さんから見積りを取った段階でも、相当な開きがあり、もう少し 私どもが、どういった項目で点検をして欲しいとか、その辺りを詰めない ときちんとした見積りにならないと思いますので、その辺の仕様を改めて 作り、見積りを徴集してまいりたいと考えております。

○森戸委員

本来ならですね、この機械といいますか、何と言ったらいいんでしょうね、例えば、単体の機械が高くてもですね、維持補修がかからないということであれば、長い目でみれば安いということになりますし、その逆であれば高いとも言えるんですが、そういった部分は、最初の予定、積算をする時には、加味されているんですか、いないんですか。維持管理費がかかる、かからないの点ですね。

○小田防災危機管理課長

無線機器につきましては、どのメーカーも、仕様自体というのは、同じだろうと思います。あとは、バッテリーでありますとか、消耗品でございますので、変わらないと思います。今おっしゃられましたように、イニシャルコストとランニングコストを含めた、トータルコストで比較するというのはなかなか難しいと考えております。よって、あとはどういったタイミングで、バッテリーでありますとか、消耗品の交換をしていくかとかいうところにかかってくると思っております。

○森戸委員

わかりました。具体的に維持管理、保守点検も含めたランニングコスト の費用は、年間大体どの位かかるっていうのは、いつぐらいにわかるんで すか。

○小田防災危機管理課長

概算としては、バッテリー交換にいくらっていうのは、持っておるわけですが、次年度の予算を作成するまでには、きちっとした仕様を作って、計画的な維持補修に努めてまいりたい。そういった時にご提示できると思っております。

〇森戸委員

そうなんですが、大体、物を買うにしてもですね、そのどの位の維持管理費がかかるのかっていうのは、当初購入する時にですね、気になる部分だと思うんですよね。概算は、その当局でわかってると思うんですが、こちらにはわかりませんので、もし、その程度指し示すことができればですね、大体金額どの位なんかというのが、オープンにできますか。

○小田防災危機管理課長

バッテリーの交換につきましては、一回につき、いくらということは言えます。ただ、維持費につきましては、先ほど言いましたように、防災行政無線の維持管理をしている所から見積りを取ると、何百万の単位、例えば、200万円の見積りと700万円というように大きな違いが出ております。それが本当に正確なものなのかどうか、なかなかわからない部分がありまして、申し訳ありませんが、ここで公表が出来ない状況です。

○森戸委員

はい。わかりました。それとですね、27年の1月30日までに設置も含めて完了するということなんですが、この設置期間ですよね、一日でも早く、できれば当然運用ができるんでしょうけれども、この期間はどういうふうに考えられているんですか。

○小田防災危機管理課長

工事のスケジュールでございますが、今から中国総合通信局の方に、周波数の割り当ての申請を行います。周波数が決まってから、無線機器の製作に入ってもらいます。これは工場で作りますが、これに約5ヶ月ぐらいかかると言われております。そういうことから、現地での工事につきましては、来年の1月ぐらいに着手できるのではないかと思っております。今年度としましては、親局、中継局、それと室積、光井の一部地域の拡声子局の整備を進めてまいりたいと考えております。

運用につきましては、平成 25 年度で整備ができた施設につきましては、

来年の早い時期に一部運用ができるよう総合通信局の方に、申請してまいりたいと思います。残りの施設につきましては、引き続き、整備を進めてまいり、その工事の期間としましては、6ヶ月から7ヶ月ぐらいかかるということで、平成27年の1月末を工期と定めております。できるだけ早い運用ができますように、工程を詰めていただくことを請負業者の扶桑電通にはお願いしているところでございます。こうしたことから、全面的な無線機器の運用は、平成27年の4月以降を考えています。早く工事が完工できれば、それが前倒しできると思っています。

○森戸委員

はい。わかりました。早期に開始できるようにですね、ご努力をお願いいたします。終わります。

○木村(則)委員

メンテナンスのことなんですけれども、先ほどの今同僚議員からのちょっと質問にもありました。今後工事が完了したのちの、運用開始からですね、一定の定期検査として、どっかメンテナンスを委託するのではないかというふうに想像するわけです。何が壊れた、あれが壊れたという、個別の対応ではなくて、全体のシステムを定期的に検査をしていくと。そのあたりの費用はまだ、掴んでらっしゃらないということではありましたけれども、今後その一定の定期検査をする形式としては、今回この落札したこの業者が今後メンテナンスをするとかっていうことになっていくのでしょうか。

○小田防災危機管理課長

基本的には、無線機器を製作しているメーカーは8社ございます。扶桑電通は、この機器を製作するメーカーではございません。電気通信業の請負業者でございます。今の予定でありますが、扶桑電通は、無線機器につきましては、富士通製の機器を使用したいという申し出がございます。メーカーの機器につきましては、各社の仕様は大まかなものは同じであったとしても、その使い方であるとか、機能というのは若干の違いというのが出てくると思います。そのため、それぞれのメーカーの特約店といいますか、今回であれば、富士通であれば、扶桑電通になるわけですが、そういったところがメンテナンスしないと、なかなか難しいかと考えております。そういう意味からも、山口県とか広島県に支店があり、すぐ対応ができる体制が取れる業者に入札に参加していただいたという経緯もありますことから、最終的に入札にするのか、随意契約にするのかというのは、今からの検討課題ではございます。この工事を請負った扶桑電通を含めたもので

検討するようになると考えております。

○木村(則)委員

事実関係は了解いたしました。

○磯部委員

想定外の災害等、また、いろんな地震に対するシュミレーションが提示されてるなかで、特にですね、海岸端のお住まいの皆さん方からのちょっとご不安がありまして、なぜ海岸端にそういった拡声機、防災行政無線というものが設置されてないんだろうかという、そういうご意見もございました。考え方をここでお聞かせいただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

屋外拡声機の設置位置の選定にあたりまして、想定される被害につきましては、今ご紹介にありました海岸沿いの高潮でありますとか津波、あるいは、島田川の洪水、あるいは、土砂災害警戒区域にあって土砂災害の危険性が高いところにはまず、災害情報を発信しないといけないということで、拡声子局の配置を考えました。

次に、できるだけ光市が持ってる土地に拡声子局を設置したいということが 2 点目にございます。それと 3 点目としましては、避難施設となる小学校でありますとか、公民館でありますとか、そういった所を主体的に付けてまいりたいということで、選定をしてまいりました。音声の伝達につきまして、海岸部分について設置をされてないということですが、私どもも海岸沿いの選定をしたところ、なかなか市有地の適地がなく、先ほども言いましたように、避難所として運用されるような所に、拡声子局を設置するということで選定をしました。

海岸につきましては、音声の伝達を図で示すわけですが、どの範囲で音声が伝わるかというのをシュミレーションして、海岸部分は網羅されるということで、今の位置を決定しているところでございます。

あと考慮しないといけないのは、例えば、津波がきたとき、東日本大震災の例ですが、軒並み拡声子局が津波により倒れたというような状況がございまして、防災行政無線の設置にあたりましては、地震と風に対して、どちらが拡声子局の設置に影響されるかを検討して、基礎部分の対応をしているところでございます。

津波についてはどういう力が加わるかは難しく、設置に関しましては、 極力高い位置の海岸から離れた公民館等に設置しています。

海岸線に支局を設置してないことから、その部分に声が聞こえないとか、 音声が届かないとかいうものではございません。

○磯部委員

考え方はよくわかりました。この中にも、イメージ図の中にもですね、 やはり聞き取りにくい所、今までにも議論がありましたけれども、戸別受 信機、避難施設にしても何にしても、早めの避難っていうものが非常に大 切になってくると思いますので、このあたりの戸別受信機の今後の考え方 っていうものをある程度お持ちでしたら、そのあたりも含めてお聞かせを いただきたいと思っております。

○小田防災危機管理課長

戸別受信機につきましては、将来的には戸別受信機の購入に対する補助制度であるとか、先進地の事例を見ながら、検討する必要があると考えています。

現在は、建設にようやく着手したところで、どういった所が聞き難いとかは、まだわからない状態でございます。なので、運用を開始して、戸別受信機の購入、あるいは、防災ラジオでも、このデジタル式の防災行政無線が聞けるラジオ、今の防災ラジオはアナログしか聞けないのですが、そういったものも開発されつつあると聞いております。こういうものが開発されていけば、機器類の単価も下がり有効と考えております。

それと、今から私どもが進めていかないといけないのは、光市メール配信サービスがございます。これと防災行政無線が接続をされております。 防災行政無線の内容がメール配信サービスで確認できますので、できるだけ防災行政無線が聞こえない方につきましては、光市メール配信サービスに登録をしていただく。これを啓発していく必要があると考えております。

○磯部委員

よくわかりました。今後、施設、避難所あたりのその設置に対して、住民の方の説明、そのあたりをしていくというふうなお話しでございましたので、そのあたりのことも含めてご説明をしっかりとしていただきたいということをお願いしておきます。

○四浦委員

屋外拡聴機についてなんですが、今の話にもありましたように、こういうものは設置してから、ああいいなあということになると、いや、うちの近くのこういう所に付けて欲しいという希望などが出てくる可能性もあります。特別、初めての経験ですからね、こういう具体的なことは答えにくいと思いますが、既に全国でも相当この防災無線は広がっておりますから、先行した自治体などでは、そういうものの扱いはどういうふうにしている

かというのをお尋ねします。

○小田防災危機管理課長

予算を伴うことなので、回答することは難しいんですが、先進地の事例で言いますと、委員さんご案内にありましたように、聞こえづらい所へは 拡声子局の増設をされてる自治体があると聞いております。

○四浦委員

まあ無制限にね、その屋外拡聴局というものを増やすことはできないと 思いますが、ちょっとわからんから聞くんですが、能力的には、例えばの 話しですが、2倍ぐらいにすることができたりするものなのか、どうなのか。 親局との関係なので、いかがなんですか。

○小田防災危機管理課長

屋外拡声子局に備えておりますスピーカーに、何種類かの物を用いております。ストレートホンというのが、真っすぐに音を飛ばして距離を稼ぐもの。レフレックスホーンというのが、距離は飛ばないが、広い範囲で放送していくというものがございます。

現在、私どもが計画しております、スピーカーの個数を増やすということは、なかなか困難でございます。というのも、スピーカーの出力によりまして、拡声子局の出力を決めておりますので、スピーカーの数を増やすというのは、困難であると思います。

一つ言えるのは、将来的に例えば、拡声子局を増やすにしても、戸別受信機の制度を充実されるにしても、光市内一円に防災行政無線の電波を届け、放送できるようなシステムにしているということをお答えしておきます。

○四浦委員

無線ということでですね、この仕様によって、これもここじゃのうていいです。経験はまだ今からなんですから。全国のこの防災無線やってる自治体などでですね、調べておられると思うんですが、そのテレビだとかラジオだとか、一般的に民間で使われるようなそういう無線にですね、障害はないと思いますが、一応念のため聞いておきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

障害はないと聞いております。

○四浦委員

はい。私は最初に聞いた時に、この入札参加のメーカーはですね、業者は、山口県と広島県というふうなことでしたから、メンテナンスとの絡みがあるなというふうに思いましたが、どうも今のいろんな答弁お聞きしますと、メンテナンスの方はまた別にその何らかの方法で、募集するというふうなことでありますが、一番最初に質問のあったこととちょっと重なるところがあるんですが、明確にお答えいただいてなかったと思いますが、これも別段、光市での維持管理費がいくらだというお答えをいただこうと思いません。経験が無いんですから。先行した自治体では、この程度の規模でどの程度の維持管理費であったかというのは、調べておられると思います。お願いします。

○小田防災危機管理課長

先ほどの入札状況の中で、山口県、広島県に支店・営業所を置くという 入札参加条件は、メンテナンスの面で、至急に駆けつけることのできると いう意味合いも持っています。

維持管理費でございますが、私どもは経験がございませんので、どういった部分のメンテナンスが必要になるか、まだ明確になっておりません。例えば、何年に一度、ここの部分についての点検をしないといけない、あるいは、交換をしないといけない。そういったもののチェック体制というのが、まだ確立されておりません。実質のところ、現在アナログでやっております、移動系、固定系の業者さんから見積りを取りますと、相当な開きがございます。先進地の事例につきましても、私どもとなかなか同条件の屋外拡声子局の数でありますとか、そういったものがある所がございませんので、はっきりとした維持管理費というのは、言えないところでございます。次年度以降、予算化するにあたりまして、適切な仕様に基づきまして見積りを取ってまりたいと思いますので、近い委員会におきまして、再度、ご説明させていただければと思っております。

○四浦委員

説明がわからんですね。例えばね、親局が一式で屋外拡聴子局が77、戸別受信機が100台というふうなとこが一致するとこがあるわけがないんで、しかし、その半分ぐらいがあるとか、この1.5倍の規模の所があるだとか、面積から推し量っておおよそこんなところだということになれば、設置するからには維持管理費のおおよその目安というものがどれぐらいになるのかというのが言えるようになっていないと私はいけないと思います。いかがですか。

○小田防災危機管理課長

申し訳ございませんが、具体的にいくらということは言えない状況でございます。

○四浦委員

言えないの繰り返し言うわけにもいきませんが、最後に例の耐用年数というか、保証期間っていうのが 1 年間とこういうふうに言われましたが、保証期間についてアウトラインだけでいいです。どういう保証なのか、例えば、津波でですね、潮をかぶさったというふうなものなどは、扱いがまた違うかもわかりませんし、どういう保証なのか、1年間。これをお答えください。

○小田防災危機管理課長

機器につきまして、今議員さんご提示ありましたように、潮がかぶったからといって、それが保証になるかどうかというのは、自然的なものでありますのでならないと思います。

私どもが求めておりますのは、錆に対しての塗装は求めております。潮がかぶったことによって、例えば錆びたり支柱が倒れたりとか、それが原因によって倒れたということが起きたのであれば、保証の対象にはなるかと思います。潮をかぶって、何か被害が生じない限り、保障の対象にはならないんじゃないかなと思います。

○四浦委員

課長の今の答弁はなかなか分かりにくい話ですね、感じでものを言ってくれって言いよるんじゃないんです。契約の中に謳っていないと、そういうことが。だったら文書を取って読み上げて、アウトラインだけでいいですよ。大方が、この設備というのは、屋外にありましてですね、まあ風雨にさらされるというようなことから、痛みやすい条件だと。屋内とは違うという点で、その契約の中にしっかりそういうものは謳っておかないと、思わぬトラブルになる危険があるのではないかということで、ちょっと調べるのに手間かかりよるんですが。

○小田防災危機管理課長

仕様書の中の保証を読まさせていただきます。本工事の保証期間は、引渡しの翌日から起算して 1 年間とし、この期間内に発生した機器の欠陥に起因する故障、または、機器の不具合については、乙の、要するに受注者ですが、責任とし、無償で速やかに修理または、良品交換するものとする。また、保証期間が過ぎたものであっても、乙の責任に帰する場合は、無償

修理を行うものとするということを謳っております。

○四浦委員 終わります。

討論:なし

採決:全会一致で可決

~~~~~~休憩~~~~~~

- 2 教育委員会関係分
- (1)付託事件審查

【一括議題】

- ①議案第91号 学校給食センター建設工事(建築工事)請負契約の締結について
- ②議案第92号 学校給食センター建設工事(機械設備工事)請負契約の締結について
- ③議案第93号 財産の取得について
- ・説明 呉橋光学校給食センター所長(別紙のとおり)

質疑

○加賀美委員

91号の方でちょっとお尋ねしたいんですけども、入札参加業者の中で、 入札金額がね、少ない方でその評価値でね、あれが決まってるようなんで すね。先ほど説明があったようにね。どこにこの評価値でね、学校給食セ ンター工事で、時盛・末延と、中林・池岡、どこにこの差があったのか。 ここらあたり分かれば教えていただきたい。

○林委員長

はい、林入札管理課、課長。

○林入札管理課長

この建設工事につきまして、入札の方式をどのようにするか、一般競争 入札にするか、総合評価方式の簡易型にするか、特別簡易型にするかは、 設計金額 5,000 万以上で、工事の難易度とか種類によって、去る 5 月 9 日 の指名審議会で決定をいたしました。その内容は業者から施工の実績の証明でありますとか、監理技術者の証明でありますとか、地域活動証明、ボランティア活動証明等を技術提案資料として提出をしていただきます。それによって、業者の技術力と価格を総合的に評価し、落札者を決定いたしました。

今回入札金額につきましては、時盛建設・末延建設特定建設工事企業体の方が高かったわけでございますが、企業の技術的能力、施工実績でありますとか、配置技術者の点を加味いたしましたところ、評価値としては、時盛建設・末延建設の方が上回りました。

○加賀美委員

過去評価値については、公表したことはないんですかね。オープンしたことは無かった。前はされていたような気がするんですが、そこらあたりについちゃどうなんでしょうか。

○林入札監理課長

評価値については、公表しております。

○加賀美委員

公表ならば、ちゃんとこの中にね、きちっとここに書いてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうだったんでしょうか。

○山本総務部長

今の評価調書につきましては、HPで公開をしておりますので、あえて 議案の参考資料としてはお付けをしておりません。

○加賀美委員

いやその公表しているという前にですね、議会で承認を得る段階でちゃんとね、表としてここに付けてね、一緒に付けたっていいと思うんですけどね、その辺はどうなんでしょうか。

○呉橋光学校給食センター所長

評価値の記載がないということでございましたが、議案の39頁を見ていただいたらと思います。この中程の入札参加業者名、これが書いてある右の方に評価値という欄がございます。ここに評価値を記載しております。

○加賀美委員

いや評価値は当たり前です。これはね、どこに差があるかっちゅうのは

これを見て差があるんじゃないですかって言ったんです。だから、評価値の中身についてね、HPでこの点、報告してありますっちゅうんならね、じゃあなんで一緒にこれ資料として付けないのかと。そこを指摘してるだけですよね。ちゃんと付けて、評価値をオープンしてやるんならちゃんと付けてね、ここに差がありましたからね、入札は少なかったけども、ここで差があったので、こちらの方が、時盛・末延建設がね、決まりましたっちゅう説明になると思うんですよね。これここに書いてありますって、それは当たり前です。評価値が高かった方を取ったという報告があるんだから、その中身がね、ちゃんとHPに出してあるんならここに付けるべきじゃないかという指摘です。

○山本総務部長

申し訳ございません。議案の関係ですので私の方でお答えをさしていただきます。議員おおせのようにHPで点数がすべてどこが違うのかも報告してますので、議案に付けることについては、何ら差し支えないと思います。ここを少し検討さしていただきたいと思います。

○加賀美委員

いやいや。その委員会でね、議決して初めてそれがオープンなるでしょ。じゃないの。ああ、ごめんなさい。ただね、ここで参考のためにやっぱりこの評価点のやつは付けていただいた方が、ここに差があったんだなとわかると思うんです。今は、先ほどからね、評価点によって決めたということですけどね、じゃあそこは差は何か。今説明はあったけども、ちゃんと表があればそれでわかるんじゃないですか。それは出せないもんかと言っている。

○山本総務部長

もう既にHPでどなたでも見られる状況になってますので、いつでも出せます。

○加賀美委員

出せるんだったら、ちゃんとここに付けておってください。そうすればよくわかるしね。評価点は、差はなんですかと確認するまえもないと。表があればね。はい。いいですか。この点については、一応終えます。次にですね、93 号のですね、財産の所得のところで、これらを含めまして 91、92、93 で、入札に関与する場合についての条件をちょっと教えていただけませんか。ていうのがですね、やはり建設業関係であれば、やっぱり県の経審、民間の経審と県の経審を取った上でね、初めて条件に入ってくるん

じゃないかと思うんですけれども、その辺の基準はどうなっているか、教えていただきたいと思います。

○呉橋光学校給食センター所長

93号につきましての参加条件でございますが、まず、25年度の光市の物品等競争入札参加資格の一般器具厨房機器に登録されておる業者。それが28業者ございます。その中から参加条件としまして市内業者、それと厨房機器の設置の資格あるものを雇っている業者、この組み合わせということで、条件を設定いたしました。

○加賀美委員

建設業の場合は、一般的に工事の場合ですね、500万以上とか1500万以上の工事をする場合は、県知事の許可を取らなくちゃならないという課目があると思うんですよね。そういう意味でね、ここの厨房機器についても物体そのものは、いいと思うんですよね。ところがそれを設置するとなると、この4億5,000万もかかってんだから、建設業の許可のあるね、業者なけりゃならんと思うんですよ。その辺まあ三知とか山口調理器、物品調整共同体っていうとこはですね、ちゃんと建設業の許可を取ってやってやっしゃるのかということ、お尋ねしてみたいんですが。

○呉橋光学校給食センター所長

山口調理器につきましては、厨房機器設置にかかる技術者、これは国の 資格なんですが、これを持っておるものが配置されておりますので、粗相 のない設置はできると考えております。

○加賀美委員

そんなことを言ってんじゃないんですよ。ちゃんとした資格を持った業者をね、入札さしているかっていうことなんですよね。だからおそらく、建設業の許可を取ってない業者がね、この設置できるわけがないと。だから別に頼まんにゃいけんようになると。その辺はね、取ってるのかどうかっちゅうことを確認したいわけです。

○呉橋光学校給食センター所長

これについては、建設業の許可は必要ないと聞いております。

○加賀美委員

だからこれは、物品の購入ですか。設置等については、別の業者がやる とね、そういう建設を設置する、建設業の許可を取った業者が皆まとめて 設置をすると、そういう理解でよろしいですか。

○呉橋光学校給食センター所長

この契約につきましては、購入プラス取り付けまでを含まれたものでございます。

○加賀美委員

じゃあ機械設置業の許可がいるんじゃないですか。その辺ちょっとあと調べてみてくださいね。そういうものはおそらく取っていると思いますけどね、そういう許可が無ければ、入札の時、本当にそういうものを求めているかどうか。

○呉橋光学校給食センター所長

入札の条件としまして、まず市内業者というのを申し上げましたが、も う 1 点ありまして、国の資格であります厨房設備施行技能士。こういう資 格を持っておるものを雇用している会社という条件を付けております。

○加賀美委員

何度も言っておりますけれども、そんな問題じゃないと。ちゃんとね、そういう工事をする業者が、国やいわゆる、国の大臣許可かね、県をまたがる場合には大臣許可が必要なんですね。山口県内で工事を設置する場合には、建設業の許可を取ってなければできんと。だから前のこの建設の設置、建物なんかについてはね、全部そういう許可を取ってる業者なんですよ。ところが、この購入物品のところにね、今先ほどのお話では設置まで含むっていうことですからね。じゃあ 4 億 5 千万円も、まあ単品でしょうけど、それぞれの品物の中それを設置するっていう割には、業がいるんじゃないか、建設業の許可がね。そこらあたりについてね、お尋ねしてみたんです。

○武居教育次長

ただいま、建設業の関係の許可がいるのではないかというご質問でございますが、建屋を建てるとか、機械設備工事を行うとか、そういったものでありますと、やはり建設業の許可が必要となりますが、今回の備品購入にあたりましては、備品を製作ならびに設置という意味でございます。

先ほど課長の方から説明しました、技能の据え付けに関するこれ資格を持っておる業者を選定をしておりますので、建築、建物を建てる業者とは違ったことだと思っておりますので、今回そういう形での選定をさしていただいております。

○加賀美委員

じゃあ建設業のそういう機械設置のね、要は許可を取らなくちゃならんという規定はどうなっているんですか。まあそこらあたり、また調べてみてくださいね。うん。このところについてね、本当にね、そういう公共工事をやる場合にはね、設置まではそりや構わんちゅうならいいですいね。しかし、基本的にはね、そういう建設業をやるね、機械設置をするのは、なんか大きな金額の物を設置する場合にはですね、おそらくそういうものも入ってるんじゃないかと思うんだけどね、まあそこらあたりについては、また調べとっていただきたいと思います。

○森戸委員

今のところはですね、今ここではっきりしていただきたいなと思うんですが、というのが、これだけの大きな金額の入札でございますので、我々議決をする側の立場でございますから、そのところははっきりさしてから議決をしたいと思いますので、今確認をお願いします。

○林委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~~~休憩~~~~~~~~

○林入札監理課長

学校給食センターの給食機器の厨房機器の調達等につきましては、建設業の許可等は必要ありません。この条件付きの中の条件につきまして、市内業者であるということ、それと厨房設備施工技能士、または、厨房設備士の資格を持っているもの、直接かつ恒常的に雇用しており、本業務における厨房機器の据え付けにあたり、その者を配置できる業者という条件をつけております。このことによって、設置は可能と考えております。

○加賀美委員

じゃあね、公共工事の入札の中で、県の経審を受けなくちゃならないという項目があると思うんですけど、それは関係ないということですか。

○林入札監理課長

工事の関係につきましては、もちろん経審の関係がございますけど、こ

の厨房設備機器の購入につきましては、それは必要ないとのことでございます。

○加賀美委員

一応そう理解しておきます。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。議案第 93 号の財産の取得についての部分なんですけれども、ちなみに金額的なものではなくて、製パン機について、大体どれぐらいの金額であったのかを教えていただきたいと思います。

○呉橋光学校給食センター所長 製パン設備については、おおよそ 7,400 万円でございます。

○磯部委員

はい。この 49 頁の中ではバラバラにこうなっているということで、一番 最後の頁のこれですね、製パン室という全体で 7,400 万という考え方では なくて、それでよろしいんでしょうか。

○ 呉橋光学校給食センター所長 製パン室全体の機器の費用でございます。

○磯部委員

了解いたしました。

○森重委員

54 頁の厨房機器の配置図の方見ておりますけれども、アレルギー対応室を真ん中あたりに設けてらっしゃって、調理室とアレルギー対応室の厨房機器一覧も載せていただいてるんですが、このアレルギー対応室は、いわゆる野菜処理室、仕分け室、魚肉下処理室というそこで調理したものを、この部屋でそうしたものをこの部屋で別に調理すると、和えるとか、そういうふうに捉えていいんですかね、

○ 呉橋光学校給食センター所長 基本的にはそういうことです。

【討論】

○四浦委員

かねがね学校給食センターについては、過去にも反対の討論をしてきました。今回のものは、建設工事の建築工事ならびに機械設備工事、そして、財産の取得というふうなもので、いよいよ造成工事に続いてこの建築工事にも入っていくという段階になりました。山口県下で最大と言っていいと思いますが、巨大センター方式になることによってですね、当初、教育委員会で出された第1回光市学校給食施設整備検討委員会の資料については、自校方式、まあ小センター方式も大体同等だと思いますが、出来たての昼食が提供できるだとかですね、集団食中毒発生等の被害を最小限に留められる、食育に関する取組みが容易、学校ごとの特色ある給食実施が容易などというようなですね、自ら掲げたそういうメリットも脇において、結局、大センター方式に走っていくということでですね、到底、これからの食育、子育て、地産地消等も含めて、光市の今後の30年先、50年先まで悔いを残す設備ということになるというふうに断言をいたしまして反対の討論とします。

採決:賛成多数で可決